

石橋第 2 配水区内の水道水について

令和 7 年 2 月 4 日(火)

令和 7 年 2 月 5 日(水)

令和 7 年 2 月 8 日(土)

下野市

Higashi no Asuka

1.PFOS・PFOAとは

- 有機フッ素化合物（PFAS）の一種で2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されていました。
例 PFOS：メッキ処理剤、泡消火薬剤 など
PFOA：撥水材、界面活性剤 など
- 2009年以降、環境中での残留性・健康影響の懸念から国際的に規制、日本でも製造・輸入等禁止になりました。
- 分解されにくいため、今も環境中に残ります。

環境省ホームページより (<https://www.env.go.jp/content/000241758.pdf>)

2.PFOS・PFOA目標値について

- 2020年、環境省は飲み水からの摂取を防ぐため、水道水等に含まれるPFOS・PFOAの暫定目標値を設定しました。

暫定目標値：50ng/ℓ 以下

⇒毎日2リットルを一生飲み続けても健康への悪影響がないと
考えられるレベル

環境省ホームページより (<https://www.env.go.jp/content/000241758.pdf>)

- この暫定目標値は、慢性的に摂取した際の毒性評価をもとに設定されたものであることから、継続的に摂取する「水」は暫定目標値を下回ることが望ましいとされています。
- 本市では、水道水の水質について監視を続けていたところですが、本年1月20日に採取した石橋第2配水区内の浄水から、50ng/ℓを超えるPFOS・PFOAが検出されました。

3. 今回の水質検査結果

◆採水日 令和7年1月20日（月）

試料の水質検査結果については、2月3日（月）に確定

◆採水地点

1 浄水

①若林公園 52 ng/ℓ

②上古山農村公園（追加） 41 ng/ℓ

2 原水

①第11号水源 42 ng/ℓ

②第12号水源 30 ng/ℓ

③第13号水源 53 ng/ℓ

4. これまでの水質検査結果の推移

採水日	項目	石橋第2配水場系				
		若林公園	上古山 農村公園	第11号 水源	第12号 水源	第13号 水源
令和5年1月10日	浄水	5 ng/ℓ 未満	—	—	—	—
令和6年1月18日	浄水	35 ng/ℓ	—	—	—	—
令和6年8月20日	原水	—	—	6 ng/ℓ	6 ng/ℓ	12 ng/ℓ
令和7年1月6日	浄水	48 ng/ℓ	—	—	—	—
令和7年1月20日	浄水 原水	52 ng/ℓ	41 ng/ℓ	42 ng/ℓ	30 ng/ℓ	53 ng/ℓ

5. 検査結果を受けての対応策

浄水の検査結果が国の暫定目標値を超えたことに対する下野市の取り組み

1 水質改善に向けた取り組み

- ①問題となる水源の特定と対策
- ②隣接する石橋第1配水区からの給水補給
- ③新たな水源の確保（井戸の新設等）
- ④水質監視の強化

2 水質検査結果とその対応策の周知

- ①周知のためのパンフレットを戸別に直接配布
- ②市民説明会の開催

3 不安解消対策

- ①臨時給水所の設置
- ②浄水器購入補助の実施
- ③健康対策に関する専門家（自治医科大学と協議中）からのアドバイス

5 - 1 水質改善に向けた取組み

石橋第2配水区は、水源となる井戸が3か所しかなく、井戸からの取水能力と必要配水量の間に大きな余裕がないことから、仮に1つの井戸が原因であることが判明しても、直ちに当該井戸の使用を停止することが難しい状況です。

◆ 短期的対策（既に着手済み）

- ① 浄水での観測値を注視しつつ原因井戸の絞り運転を実施
- ② 隣接する石橋第1配水区から、接続している既存管路を利用して給水補給

※ 下流からの送水となることから、供給可能エリアは限定

◆ 1～2年内を目途とする対策

- ① 新たな水源としての井戸増設
- ② 配水場への浄化施設の設置（可能性を検討中）

◆ 監視体制の強化

- ① 浄水は週1回、原水（井戸）は月1回、水を採取し検査を行う
- ② 観測結果を基に、随時対策を見直し実施

5 - 2 水質検査結果と対応策の周知

1 周知のためのパンフレットを戸別に直接配布

石橋第2配水区域内の全世帯を対象に、市の対応方策の周知を図るため、本日中に、職員が全世帯、全事業所を回りパンフレットを配布

2 市民説明会の開催

石橋第2配水区の利用者を対象とした説明会を実施

- | | | |
|------|-----|--------------------|
| ①第1回 | 開催日 | 令和7年2月4日（火）午後7時から |
| | 場 所 | きらら館 検診室 |
| ②第2回 | 開催日 | 令和7年2月5日（水）午後7時から |
| | 場 所 | きらら館 検診室 |
| ③第3回 | 開催日 | 令和7年2月8日（土）午前10時から |
| | 場 所 | きらら館 検診室 |

5 - 3 不安解消対策

臨時給水所の設置①

◆給水箇所（5か所を予定）

①石橋北小学校 2月4日（火）開設予定

必要に応じ、以下において順次給水開始

②若林公民館

③石北コミュニティセンター1号館

④石北コミュニティセンター2号館

⑤上古山農村公園

◆給水時間帯

午前9時から午後5時まで

※臨時給水所以外でも、以下の様な近くの公共施設の水道は24時間利用可能です。

新田上児童公園、文教公園、新田西公園 等



給水所に来られない方への対応

次のような場合は、市役所が直接飲用水をお届けします。

- ・ 対 象 者 高齢者や障がい者、自動車をお持ちでない方など
- ・ 配送方法 6 L の給水袋に入れて市職員が自宅に直接手渡しでお届け
直接手渡しに限定し、いわゆる「置き配」はしない
- ・ 申込方法 電話でお申し込み
- ・ 受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
- ・ そ の 他 平日午後 1 時以降及び土日・祝日の受付は、翌開庁日に配送

5 - 3 不安解消対策 浄水器購入補助制度の創設

市では、今回の検査で暫定目標値を超過した、石橋第2配水区域内の水道加入者を対象として、**飲料水用浄水器を購入に補助金を交付**することといたしました。

◆対象機種：下記両方を満たすもの

- ・飲料水を供給する給水装置
- ・PFOS、PFOAを除去するものであること（カートリッジ含む）

◆対象者

- ・石橋第2配水区域内の水道加入者（既に購入された方も対象）

◆交付対象期間

- ・令和7年1月1日から令和7年4月30日までに購入したもの

◆補助率等

- ・購入金額の1/2（千円未満切捨て）
ただし、上限金額は1万円（1加入者あたり1基を限度）

※不明な点や補助の詳細については、市HPをご覧ください。企業経営課にお問い合わせ下さい。

6 市からのお願い

水質改善を図るため、様々な対応策を講じていますが、短期的対応策として、原因とみられる水源となる井戸の取水量を制限しており、給水量が不足することとも予想されますので、大変ご不便をおかけしますが、**節水**のご協力をお願いします。

7. 問い合わせ先

内 容	課 名	電話番号
水道水に関すること 浄水器補助に関すること	都市建設部 上下水道局 企業経営課	0285-32-8911
健康相談に関すること	健康福祉部 健康増進課	0285-32-8905
個人用井戸に関すること	市民生活部 環 境 課	0285-32-8898